

愛知県バス運行対策費補助金交付要綱

愛知県バス運行対策費補助金については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第1編 生活交通路線維持費補助金

第1章 総則

（定義）

第1条 本編において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 愛知県公共交通協議会

国庫補助金交付要綱第2条第1項第1号及び第3条に定める「協議会」をいう。

（2） 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

（3） 地域公共交通利便増進実施計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第27条の16第1項に基づき策定され、同法第27条の17の規定により国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）をいう。

（4） 生活交通路線

愛知県公共交通協議会（以下「協議会」という。）において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、国庫補助金交付要綱第7条の「地域間幹線系統確保維持計画」に位置づけられた路線（市町村が乗合バス事業者に運行を委託している路線を除く。）のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

（イ） 以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。

① 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町村内を運行するものとして補助金を受けようとする路線はこの限りでない。

- ② 利便増進計画に位置づけられた路線であって、再編の際、現に次章に規定する路線維持費補助金の補助対象路線となっていた一の路線について、再編により路線の途中に乗換拠点を設け、複数の路線に分割したもの。(利便増進計画に実施予定期間と定められた期間中に限る。)
- (ロ) キロ程が10キロメートル以上のもの。ただし、10キロメートル未満であって、異なる路線の鉄道駅間や鉄道駅と空港を結び広域的な公共交通の連携に資する路線又は前項(イ)②に該当する路線はこの限りでない。
- (ハ) 補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人以上150人以下のもの。ただし、利便増進計画に位置づけられた路線については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、輸送量が3人以上150人以下のものとする。
- (ニ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のものとする。
- (ホ) 国庫補助金交付要綱別表5に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、協議会が認めたものへの需要に対応して設定されるもの。
- (ヘ) 経常収益が経常費用の11/20以上の路線又は、経常収益が経常費用の11/20に満たない路線で、市町村その他の団体又は個人による支援により、経常収益及び当該支援額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの。
- (5) 補助ブロック
国庫補助金交付要綱別表6に定める地域ブロックをいう。
- (6) 輸送量
次式によって算出された数値をいう。
平均乗車密度× 運行回数
- (7) 地域キロ当たり標準経常費用
乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。(第3章に係る経常費用を除く。)
地域実績キロ当たり標準経常費用×
地域の過去3年間の平均増減率
(1 + $\frac{\text{地域の過去3年間の平均増減率}}{\text{地域の過去3年間の平均増減率}}$)

(8) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用

補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。(第3章に係る経常費用を除く。)

(9) 補助対象経常費用

本条(7)の地域キロ当たり標準経常費用と本条(8)の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

第2章 路線維持費補助金

(補助対象期間)

第2条 補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間をいう。

(補助対象路線)

第3条 補助対象路線は、生活交通路線であつて、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していないものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に運送予定者として記載されている乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第5条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度額とする。

2 補助対象路線が他の運行系統と競合し、その競合区間の合計が50%以上であつて、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\text{当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \left[\frac{\text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right]$$

3 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

4 利便増進計画に位置づけられた生活交通路線における補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\begin{aligned} & \left[\begin{array}{l} \text{「第1項から第3項により算出した補助対象経費の額」} + \\ \left(\begin{array}{l} \text{「第1項により算出した補助対象経費の額」} - \\ \text{「第1項から第3項により算出した補助対象経費の額」} \end{array} \right) \end{array} \right] \\ & \times \\ & \left(\frac{\text{活性化法第27条の16第2項第1号に規定する地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right) \end{aligned}$$

(補助対象路線の要件成否の決定)

第6条 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による補助金交付申請書(正本1通・写し1通)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出するものとする。ただし、本条(1)の書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(第3章に係る経常費用を除く。)

(2) 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、補助対象経費の1/2に相当する額以内の額とし、予算の範囲内で知事が決定する。ただし、国庫補助金交付要綱第10条に基づき認定された地域間幹線系統確保維持計画に記載された補助対象路線ごとの国庫補助額を上限とする。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第9条 知事は、第7条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、第2号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の経理等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

- 2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

第3章 車両減価償却費等補助金

(補助対象事業の基準)

第12条 本章における補助対象事業は、主として第3条の要件に該当する生活交通路線を運行するために必要な車両の取得であって、別表1に定めるところによる。

- 2 前項の規定は、第5条第4項の規定による特例を受ける生活交通路線を運行するために必要な車両の取得については、当該特例を受ける期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表2」と読み替えるものとする。

(補助対象事業者)

第13条 補助対象事業者は、第4条の要件に該当する者とする。

(補助金の交付の申請)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による補助金交付申請書(正本1通・写し1通)に第7条(1)の書類及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出するものとする。

- 2 前項の規定は、第12条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例(以下、「車両減価償却費等利便増進特例」という。)を受けようする場合については、「補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類」とあるのは「補助対象購入車両の根拠となる書類」と、「11月30日」とあるのは「2月10日」と読み替えるものとする。

- 3 第1項及び第2項に規定する添付書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

(補助金の交付額)

第 15 条 補助金の交付額は、補助対象経費の 1/2 に相当する額以内の額とし、予算の範囲内で知事が決定する。ただし、国庫補助金交付要綱第 22 条に基づき認定された地域間幹線系統確保維持計画に記載された車両ごとの国庫補助額を上限とする。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第 16 条 知事は、第 14 条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第 4 号様式による補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(準用規定)

第 17 条 第 2 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、本章の補助について準用する。ただし、車両減価償却費等利便増進特例を受けようとする場合にあっては、第 2 条中の「9 月 30 日を末日とする 1 年間」を「4 月 1 日から翌年 1 月末日までの間」と読み替えるものとする。

第 2 編 路線維持合理化促進補助金

(定義)

第 18 条 本編において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益

補助対象期間の乗合バス事業者の補助対象路線の経常収益を補助対象期間の補助対象路線の実車走行キロ数で除した 1 キロメートル当たりの経常収益をいう。

(2) 「補助ブロック」、「乗合バス事業者」、「地域キロ当たり標準経常費用」、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」の用語の定義は、第 1 条の「補助ブロック」、「乗合バス事業者」、「地域キロ当たり標準経常費用」、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」をいう。

(補助対象路線)

第 19 条 補助対象路線は、連続する二事業年度において第 3 条の要件に該当するものであって、次に掲げる(1)及び(2)、又は(1)及び(3)の要件を満たす者が運行する路線をいう。

(1) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っていること。

(2) 申請年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用が前年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用を下回っていること。

(3) 申請年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益が、前年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益を上回っていること。

(補助対象事業者)

第 20 条 補助対象事業者は、前条の基準に適合する補助事業を行う乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第 21 条 補助対象経費の額は、次式により計算して得られた額（「(1)及び(2)、又は(1)及び(3)のいずれか多い額を加えた額」。以下同じ。）とする。ただし、次式により計算して得られた額が、第 5 条による補助対象経費の 1/2 に相当する額を上回る場合は、同額を限度とする。

(1) $(\text{地域キロ当たり標準経常費用} - \text{乗合バス事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 5\%$

(2) $(\text{前年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用} - \text{申請年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$

(3) $(\text{申請年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益} - \text{前年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益}) \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$

2 第 5 条第 2 項から第 4 項の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。

(補助金の交付の申請)

第 22 条 補助金の交付を受けようとする者は、第 1 号様式による補助金交付申請書（正本 1 通・写し 1 通）を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付額)

第 23 条 補助金の交付額は、補助対象経費の 1/2 に相当する額以内の額とし、予算の範囲内で知事が決定する。ただし、第 8 条の交付額と合算して、国庫補助金交付要綱第 10 条に基づき認定された地域間幹線系統確保維持計画に記載された補助対象路線ごとの国庫補助額を上限とする。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第 24 条 知事は、第 22 条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第 2 号様式による補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(準用規定)

第 25 条 第 2 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、本編の補助について準用する。

附 則

この要綱は、平成13年7月27日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月22日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年10月31日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月9日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月30日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月18日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月30日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月24日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月17日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

令和2年度分の補助金においては、第1条(4)(ハ)のうち、「15人以上150人以下のもの。」とあるのは、「150人以下のもの。」と読み替え、第1条(4)(ヘ)、第5条第2項及び第3項については適用しないものとする。

附 則

令和3年度分の補助金においては、第1条(4)(ハ)のうち、「15人以上150人以下のもの。」とあるのは、「150人以下のもの。」と読み替え、第1条(4)(ヘ)、第5条第2項及び第3項については適用しないものとする。

附 則

令和4年度分の補助金においては、第1条(4)(ハ)のうち、「15人以上150人以下のもの。」とあるのは、「150人以下のもの。」と読み替え、第1条(4)(ヘ)及び第5条第3項については適用しないものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第12条第 1 項関連)

車両減価償却費等補助金 (補助対象事業の基準)

<p>補助対象となる車両</p>	<p>協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次の 1 から 3 までの全てに適合する車両とする (新車に限る。)</p> <p>1 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本章による補助金の交付を受けている車両にあっては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>2 主として第 3 条に規定する補助対象路線の運行の用に供するもの。ただし、第 5 条第 4 項の規定による補助対象路線の運行の用に供している車両にあっては、利便増進計画期間の満了後においても、耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>3 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 地上から車両の床面までの地上高が 65cm 以下、かつ定員 11 人以上の車両であって次に掲げるものとする。</p> <p>① ワンステップ型車両 (スロープ又はリフト付き)</p> <p>② ノンステップ型車両 (スロープ又はリフト付き)</p> <p>なお、ノンステップ型車両は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成 22 年 6 月 4 日付国自技第 49 号又は平成 27 年 7 月 2 日付国自技第 75 号)に基づく認定を受けた車両に限る。標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に知事にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</p> <p>③ 小型車両 (①及び②の類型に属さない、長さ 7 m 以下かつ定員 29 人以下の車両)</p> <p>(2) 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象路線の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号。) に適合した定員 11 人以上の車両 (「都市間連絡用車両」という。)</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>1 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額とする。</p> <p>2 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額 (車両本体及び第 2 章の補助対象路線の運行に必要な附属品の価格の合計) は、1 両につき (1) 又は (2) のいずれか少ない額を限度とし、補助金の交付額は、償却期間 5 年、償却率は定率法 40%、定額法 20% として次式により計算された額及び当該購入に係る金融費用 (年 2.5% を上限) の合計額とする。ただし、償却期間 5 年を適用しない事業者に</p>

については、事業者が設定した償却率をもって算出した額と比して低い方の額とする。また、特別償却を行う場合にあっては当該償却率を乗じた額を上乗せできるものとする。なお、リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法についても同様の取扱いとする。

補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額×

$$\frac{\text{当該車両の減価償却率} \times \text{補助対象期間中に使用していた月数}}{12 \text{ (月)}}$$

(1) 車両の種別により、次のいずれかの額（消費税を除く。）

- ① ワンステップ型車両：1,300万円
- ② ノンステップ型車両：1,500万円
- ③ 小型車両：1,200万円
- ④ 都市間連絡用車両：1,500万円

(2) 実費購入費（消費税を除く）から備忘価額として1円を控除した額。

別表 2 (第12条第 2 項関連)

車両減価償却費等補助金 (利便増進計画に係る補助対象事業の基準)

<p>補助対象となる車両</p>	<p>協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次の 1 から 3 までの全てに適合する車両とする (新車に限る。)</p> <p>1 補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの間に取得したもの。</p> <p>2 主として第 5 条第 4 項に規定する補助対象路線の運行の用に供するもの。</p> <p>3 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 地上から車両の床面までの地上高が 65cm 以下の車両であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① ワンステップ型車両 (スロープ又はリフト付きの乗車定員 11 人以上の車両)</p> <p>② ノンステップ型車両 (スロープ又はリフト付きの乗車定員 11 人以上の車両)</p> <p>なお、ノンステップ型車両は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領 (平成27年 7 月 2 日付国自技第75号) に基づく認定を受けた車両に限る。標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に知事にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</p> <p>③ 小型車両 (①及び②の類型に属さない、長さ 7 m 以下かつ定員 29 人以下の車両)</p> <p>④ プティバス型車両 (乗車定員 7 人以上 10 人以下の車両であって、国土交通大臣が認めるもの。ただし、原則として生活交通路線の途中に乗換拠点を設け、複数の路線に分割したもののうち、乗換拠点から周辺地域への系統 (支線系統) の運行の用に供するものとする。)</p> <p>(2) 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象路線の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号。) に適合した定員 11 人以上の車両 (「都市間連絡用車両」という。)</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象購入車両の額 (車両本体及び第 5 条第 4 項の規定による補助対象路線の運行に必要な附属品の価格の合計) とし、1 両につき(1)又は(2)のいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>(1) 車両の種別により、次のいずれかの額 (消費税を除く。)</p> <p>① ワンステップ型車両 : 1,300 万円</p> <p>② ノンステップ型車両 : 1,500 万円</p>

	<p>③ 小型車両：1,200 万円</p> <p>④ プレィバス型車両：500 万円</p> <p>⑤ 都市間連絡用車両：1,500 万円</p> <p>(2) 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として 1 円を控除した額。</p>
--	--